

各種社会保障等の制度

⑰ 社会保障等の制度

障害を負った場合やご家族を亡くされた場合等は、様々な事情を有する方を対象とした各種社会保障等の制度による支援を受けることができます。

制度	問合せ先	ページ
公的医療保険 （健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度等）		81
・ 医療保険の給付 ・ 高額療養費制度、高額療養費の貸付（立替）制度 ・ 限度額適用認定証の利用 ・ 傷病手当金 ・ 埋葬料・葬祭費等 ・ 保険料の免除等	各健康保険等の 保険者 （運営主体）	
公的年金（国民年金・厚生年金）		82
・ 遺族年金 （遺族基礎年金・遺族厚生年金） ・ 障害年金 （障害基礎年金・障害厚生年金） ・ 特別障害給付金 ・ 障害手当金 ・ 国民年金保険料の申請免除等	【国民年金・厚生年金】 年金事務所 【国民年金】 市町村 （担当窓口）	
公的介護保険		
・ 介護サービス ・ 保険料の免除等	市町村 （担当窓口）	
障害者福祉		83
・ 特別障害者手当、障害児福祉手当 ・ 自立支援医療制度 ・ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付	市町村 （担当窓口）	

制度	問合せ先	ページ
児童福祉		83
・ 児童手当 ・ 児童扶養手当 ・ 特別児童扶養手当 ・ 一時預かり等	市町村等 (担当窓口)	
ひとり親家庭支援		84
・ ひとり親家庭等日常生活支援事業 ・ ひとり親家庭等医療費助成 ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金 ・ 自立支援教育訓練給付金事業 ・ 高等職業訓練促進給付金等事業 ・ ひとり親家庭等就業・自立支援事業 ・ 母子・父子自立支援プログラム策定事業	都道府県・市町村 (担当窓口)	
児童生徒への修学支援		85
・ 就学援助	市町村 (担当窓口)	
・ 高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金	通学先の学校	
高等教育段階の修学支援		
・ 高等教育の修学支援新制度 (給付型奨学金と授業料等減免) ・ 貸与型奨学金 (無利子・有利子)	通学先の学校 又は (独) 日本学生支援機構	
生活福祉資金の貸付	社会福祉協議会	
生活困窮者の支援等		
・ 生活困窮者自立支援制度 ・ 生活保護	都道府県・市町村 (担当窓口) 福祉事務所	

制度	問合せ先	ページ
国税・地方税の軽減免除		86
・医療費控除 ・障害者控除 ・寡婦控除・ひとり親控除 ・雑損控除	【国税】税務署 【地方税】市町村 (担当窓口)	
申告・納付期限の延長	同上	
納税・換価の猶予	同上	87
納税証明書の手数料免除等	同上	
公営住宅への優先入居等	都道府県・市町村 (担当窓口) 居住支援法人	
住民票の写しの交付等の制限	市町村 (担当窓口)	
自動車に係る登録事項等証明書及び検査 記録事項等証明書の出力制限	運輸支局 自動車検査登録 事務所 軽自動車検査協会 事務所	88
労災保険	労働基準監督署	
労働問題の相談	労働局	
雇用保険・就労支援		
・雇用保険 ・就労支援	公共職業安定所	

● 公的医療保険（健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度等）

・ 医療保険の給付

犯罪被害による傷病も、診療において一般の場合と同様に医療保険が適用されます。

第三者行為による傷病届等を保険者に提出することで、診療を保険適用で受けることができます。この場合、加害者が損害賠償責任を負うことを記載した誓約書は不要です。

・ 高額療養費制度、高額療養費の貸付（立替）制度

医療保険を利用し、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払い戻します。また、当座の医療費の支払にお困りの場合、高額療養費支給見込額の一定割合を無利子で貸し付けます。

・ 限度額適用認定証の利用

高額な医療費がかかる場合、あらかじめ限度額適用認定証の交付を受けて医療機関等の窓口に提示すると、一か月の支払額が自己負担限度額までになります。

・ 傷病手当金

被保険者が病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給します。

・ 埋葬料・葬祭費等

被保険者等が亡くなった場合に、埋葬料や葬祭費等を支給します。

・ 保険料の免除等

各健康保険の一部負担金等については、犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情を有するときには、被保険者や世帯主等の状況を踏まえ、減免や徴収猶予の対象として取り扱う場合があります。

● 公的年金（国民年金・厚生年金）

- ・ 遺族年金（遺族基礎年金・遺族厚生年金）

被保険者又は被保険者であった方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた遺族がいる場合に支給します。

- ・ 障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）

病気やけがによって生活や仕事等が制限されるようになったとき、一定の保険料納付要件等を満たす場合に支給します。身体的な障害のほか、精神的な障害も対象です。

- ・ 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給していない方に支給します。

- ・ 障害手当金

障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときに一時金として支給します。

- ・ 国民年金保険料の申請免除等

本人や配偶者等の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合等には、保険料の免除や納付猶予等の対象となります。

● 公的介護保険

- ・ 介護サービス

一定の要件を満たす介護が必要な方は、介護保険の適用により、一定割合に応じた自己負担で、自宅を訪問し買い物や掃除等の生活支援、食事や排せつ等の介護、入浴等の支援や福祉用具・自宅改修に関する支援等を受けることができます。

- ・ 保険料の免除等

犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情があるときは、保険料の減免又はその徴収猶予の対象となることがあります。また、介護サービス等に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者は、利用者負担額の減免の対象となることがあります。

● 障害者福祉

- ・ 特別障害者手当、障害児福祉手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある在宅の方に対して、負担軽減の一助として手当を支給します。

- ・ 自立支援医療制度

障害を有する方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の状態を軽減するための医療について、自己負担を1割としつつ、所得に応じて1か月当たりの負担上限額を定めています。

- ・ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

身体に障害のある方や精神疾患を有する方等に交付します。手帳の取得により各種サービスの利用や費用の減免等が受けられます。

● 児童福祉

- ・ 児童手当

18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している親等に支給します。

- ・ 児童扶養手当

18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護、養育しているひとり親等に支給します。

- ・ 特別児童扶養手当

精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している方に支給します。

- ・ 一時預かり等

一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するため支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かります。

● ひとり親家庭支援

・ ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、修学や病気等の理由により一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活に支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行います。

・ ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の児童や養育している方が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額を助成します。

・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親やその扶養している児童等の経済的自立や児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金等を貸し付けます。

・ 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親の自立の促進を図るため、地方公共団体が指定した教育訓練給付の指定講座等を受講した場合に受講費用の一部を助成します。

・ 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、養成機関において6か月以上修業する場合に、養成訓練の受講期間中及び修了後に給付金を支給します。

・ ひとり親家庭等就業・自立支援事業

就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

・ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

個々のひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等と連携して、きめ細やかで継続的な自立・就業支援等を行います。

● 児童生徒への修学支援

・ 就学援助

経済的理由によって就学困難と認められる義務教育段階の児童生徒の保護者に対して、就学援助として学校給食費、学用品費等を支給します。

・ 高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金

犯罪被害により収入が減少するなど家計が急変した世帯等に高校生等の授業料や授業料以外の教育費の支援を行います。

● 高等教育段階の修学支援

大学や専門学校等の進学・修学に係る費用について、生計維持者等（例えば父母）の死亡や病気等により家計が急変し、緊急に支援を受ける必要がある場合には、以下の奨学金を利用できる可能性があります。

- ・ 高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金と授業料等減免）
- ・ （独）日本学生支援機構 貸与型奨学金（無利子・有利子）

● 生活福祉資金の貸付

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付を行っています。

● 生活困窮者の支援等

・ 生活困窮者自立支援制度

生活にお困りの方の相談を受け付け、一人一人の状況に合わせて、仕事の支援、家賃相当額の支給等の住まいの支援、家計の立て直しの支援等を提供します。

・ 生活保護

生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度があります。

● 国税・地方税の軽減免除

医療費を支払った方、障害を負った方、あるいは配偶者と死別した方等には、次のような所得控除が認められ、所得税・個人住民税が軽減できる場合があります。

- ・ 医療費控除

納税者ご本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができます。

- ・ 障害者控除

納税者ご本人や同一生計の配偶者、扶養親族が障害者に該当する場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

- ・ 寡婦控除・ひとり親控除

納税者ご本人が寡婦又はひとり親である場合は、一定の金額の所得控除を受けることができます。

- ・ 雑損控除

納税者ご本人や総所得金額等が一定金額以下の納税者と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する住宅や家財等の資産について、災害又は盗難若しくは横領によって損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

● 申告・納付期限の延長

犯罪被害等のやむを得ない理由により申告・納付等をその期限までにできないと認められたときは、その期限を延長することができます。

● 納税・換価の猶予

納税者ご本人や生計を一にする親族が病気や負傷により納付すべき国税や地方税を一時に納付することができないと認められるとき等は、最大1年間納税が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の全部又は一部が免除されます。

また、国税や地方税を一時に納付することにより事業の継続又はその生活の維持が困難になるおそれがあると認められる場合において、納税について誠実な意思を有すると認められるときは、最大1年間滞納処分による財産の換価が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の一部が免除されます。

● 納税証明書の手数料免除等

財産につき相当な損失を受けた方が復旧に必要な資金の借入れのため及び生計の維持について困難な状況にある方が法律に定める扶助等を受けるために使用する国税の納税証明書については、手数料の納付をしないで交付を請求することができます。

また、地方税についても、納税証明書の交付等地方税に係る手数料の減免がある場合があります。

● 公営住宅への優先入居等

犯罪行為により従前の住居に住むことが困難となった方に対して、公営住宅への優先入居や目的外使用、保証人確保を求めないなどの配慮を行う場合があります。

また、被害者等の方の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、居住支援法人による住まいや暮らしに関する相談対応や情報提供を行っています。

● 住民票の写しの交付等の制限

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方については、市町村に対して申し出て、「支援措置対象者」となることにより、申出の相手方からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票（除票を含む）の写し等の交付及び戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付の制限を行います。

● 自動車に係る登録事項等証明書及び検査記録事項等証明書の出力制限

被害者等の方が所有者等となっている登録自動車に係る登録事項等証明書、軽自動車に係る検査記録事項等証明書の出力制限を行います。

● 労災保険

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等において、労働者やその遺族のために、労災保険の給付等を行います。

● 労働問題の相談

労働問題について専門の相談員が電話や面談で相談に対応し、希望等に応じて、個別労働紛争解決制度に関する情報を提供します。

● 雇用保険・就労支援

・ 雇用保険

労働者が失業した場合に、失業等給付を支給すること等により、生活及び雇用の安定等を図ります。

・ 就労支援

職業相談を通じて、求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援を行います。

交通関連の制度

18 自動車保険等に関する制度

被害原因が交通事故事件の場合に被害者等の方へ補償を行うものとして、自動車保険があります。

● 自動車保険

自動車保険には、強制保険の自賠責保険（自動車損害賠償責任保険、共済を含む。）と任意保険（共済を含む。）があります。

・ 自賠責保険

被害者等の保護を図る目的で、車1台ごとに加入を義務付けられている保険

・ 任意保険

自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険

● 自賠責保険制度

自賠責保険は、被害者等の方を救済するため、加害者が負うべき経済的な負担を補てんすることにより、基本的な対人賠償を確保することを目的としています。

・ 限度額と保障内容

損害に応じて支払われる保険金（共済金）は、最大で傷害 120 万円、後遺障害 4,000 万円、死亡 3,000 万円です。

・ 請求方法・期間

自賠責保険は、被害者、加害者のいずれも請求できますが、被害者が請求できる期間は、以下のとおりです。

請求区分	いつから	いつ（時効完成日）までに
傷害	事故発生日	事故発生日から3年以内
後遺障害	症状固定日	症状固定日から3年以内
死亡	死亡日	死亡日から3年以内

※ 症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときをいい、医師により判断されます。

・ 仮渡金制度・一括払制度

当面の費用を賄うお金を早く受け取れるようにする仮渡金制度や任意保険会社が被保険者に対して任意保険と自賠責保険の支払いをまとめて行う一括払制度があります。

● 任意保険制度

人身損害に対しては、基本的に自賠責保険から補償し、損害賠償額が限度額を上回ったときは、上回った分を任意保険の契約の限度額まで補償します。

● 政府保障事業

自賠責保険（共済）の対象とならないひき逃げや無保険（共済）車による事故にあわれた被害者等の方に対しては、法定限度額の範囲内で、健康保険や労災保険等の他の社会保険の給付や本来の損害賠償責任者の支払いによっても、なお被害者等の方に損害が残る場合に、政府がその損害を填補する政府保障事業があります。

・ 請求方法・期間

政府保障事業は、保険代理店では受付をしていないため、被害者等の方が直接損害保険会社（共済組合）の窓口へ請求してください。

被害者がお亡くなりになった場合の請求権者は、法定相続人及び遺族慰謝料請求権者（被害者の配偶者、子及び父母）です。

窓口の損害保険会社（共済組合）

あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京海上日動火災保険(株)
共栄火災海上保険(株)	日新火災海上保険(株)
セコム損害保険(株)	三井住友海上火災保険(株)
全国共済農業協同組合連合会	明治安田損害保険(株)
全国自動車共済協同組合連合会	楽天損害保険(株)
全国トラック交通共済協同組合連合会	AIG 損害保険(株)
全国労働者共済生活協同組合連合会	Chubb 損害保険(株)
損害保険ジャパン(株)	SOMPO ダイレクト損害保険(株)
大同火災海上保険(株)	(五十音順)

請求できる期間

請求区分	いつから	いつ（時効完成日）までに
傷害	治療を終えた日	事故発生日から3年以内
後遺障害	症状固定日	症状固定日から3年以内
死亡	死亡日	死亡日から3年以内

※ 症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときをいい、医師により判断されます。

<警察庁 HP 内リンクへ>

問合せ先：損害保険会社（共済組合）



「損害保険会社
（共済組合）へ」

19 交通事故事件に関するその他の支援制度

(独)自動車事故対策機構(ナスバ)による次のような支援制度があります。

● 療護施設の設置・運営

重度後遺障害者(遷延性意識障害者)専門の病院であるナスバ療護センターを国内4か所に、療護センターに準じた治療と看護を行うナスバ委託病床を国内8か所に設置・運営しています。

● 介護料支給

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄等日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に介護料を支給します。

● 生活資金貸付

自動車事故による被害者等の方であって、生活状況が困窮している方に対して以下の生活資金の貸付を行っています。

・ 交通遺児等貸付

亡くなった又は重度の後遺障害が残った方の中学校卒業までの子に対する貸付

・ 不履行判決等貸付

損害賠償についての債務名義を得ていながらその全部又は一部の弁済を受けることが困難であると認められる方に対する貸付

・ 後遺障害保険金(共済金)等一部立替貸付

後遺障害が残り、その後後遺障害について自賠責保険金(共済金)の請求をしている被害者の方に対して、自賠責保険金(共済金)の支払いがなされるまでの期間に貸付

・ 保障金一部立替貸付

ひき逃げや無保険車による自動車事故により、政府の保障事業に保障金を請求している被害者等の方に対して、保障金の支払いがなされるまでの期間に貸付

<警察庁 HP 内リンクへ>

問合せ先：(独)自動車事故対策機構(ナスバ)



「独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)」へ

MEMO

MEMO

右ページの「同意書」の詳細は、P77「⑩（公社）被害者支援センターすてっぷぐんまの支援制度」をご確認ください。

同意書

警察署(隊)長殿

私は、この度の被害に関し必要な支援を受けるため、

- ☐ 公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま
☐ 上記以外の犯罪被害者等早期援助団体

(団体名: _____)

に対して、私に関する情報及び被害に関する情報を提供することに同意します。

年 月 日

氏名 _____

法定代理人 続柄 _____

氏名 _____

MEMO

この手帳を拾われた方は、お手数ですが
群馬県警察本部（犯罪被害者支援室）
027-243-0110へご連絡をお願いします。